

香川県広域水道企業団契約規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年3月31日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

香川県広域水道企業団企業管理規程第6号

香川県広域水道企業団契約規程の一部を改正する規程

香川県広域水道企業団契約規程（平成30年香川県広域水道企業団企業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(契約書の作成) 第4条 略</p> <p>(1) 略 ア～ソ 略 タ 契約に基づく権利義務の<u>譲渡承諾</u>に関する事項 チ～ト 略</p> <p>(2) 略 ア～サ 略 シ 契約に基づく権利義務の<u>譲渡承諾</u>に関する事項 ス～タ 略</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>(権利義務の譲渡) 第16条 契約担当者は、契約の相手方が契約によって生じた権利又は義務を譲渡しようとする場合は、あらかじめ契約担当者の<u>承諾</u>を必要とする旨を約定しなければならない。</p> <p>(随意契約ができる場合) 第48条 略</p> <p>(1)～(7) 略 (8) 略</p>	<p>(契約書の作成) 第4条 契約担当者は、契約を締結しようとするときは、次に定める事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。</p> <p>(1) 請負契約の場合 ア～ソ 略 タ 契約に基づく権利義務の<u>譲渡承認</u>に関する事項 チ～ト 略</p> <p>(2) 売買契約の場合 ア～サ 略 シ 契約に基づく権利義務の<u>譲渡承認</u>に関する事項 ス～タ 略</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>(権利義務の譲渡) 第16条 契約担当者は、契約の相手方が契約によって生じた権利又は義務を譲渡しようとする場合は、あらかじめ契約担当者の<u>承認</u>を必要とする旨を約定しなければならない。</p> <p>(随意契約ができる場合) 第48条 契約担当者は、次に掲げる場合においては、随意契約によることができる。</p> <p>(1)～(7) 略 (8) 次に掲げる施設等において製作された物品を当該施設等から買い入</p>

ア・イ 略

(9) 略

ア 障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設又は小規模作業所

イ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合又は同条第2項に規定するシルバー人材センター

(10) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第4項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体から受ける契約をするとき。

(11)及び(12) 削除

れる契約をするとき。

ア・イ 略

ウ ア又はイに準ずる者として企業長の認定を受けた者

エ 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第16条第3項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第3条第1項に規定する生活困窮者（以下「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき企業長の認定を受けたものに限る。）

(9) 次に掲げる施設等から役務の提供を受ける契約をするとき。

ア 障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設若しくは小規模作業所又はこれらに準ずる者として企業長の認定を受けた者

イ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センター又はこれらに準ずる者として企業長の認定を受けた者

(10) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体又はこれに準ずる者として企業長の認定を受けた者（以下「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第4項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から受ける契約をするとき。

(11) 認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき企業長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から受ける契約をするとき。

(12) 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として企業長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として企業長の認定を受けた者から新役務の提供を受

(13)～(17) 略

(随意契約の手續の特例)

第49条 契約担当者は、前条第8号から第10号までの規定により随意契約をするときは、次に掲げる手續をしなければならない。

(1)～(3) 略

ける契約をするとき。

(13)～(17) 略

(随意契約の手續の特例)

第49条 契約担当者は、前条第8号から第12号までの規定により随意契約をするときは、次に掲げる手續をしなければならない。

(1)～(3) 略

附 則

この規程は、公布の日から施行する。